

伐採及び伐採後の造林の届出制度

地域森林計画対象森林において伐採をするとき

保安林や保安施設地区である場合

事前に都道府県へ許可申請・届出が必要
(法第34条第1項)

(1) 保安林または保安施設地区における伐採

面積が1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超える開発行為である場合

事前に都道府県へ許可申請が必要(林地開発許可)
(法第10条の2)

(2) 林地開発の許可

森林経営計画の対象森林で、計画に従って伐採する場合

市町村へ、
・森林経営計画の認定請求(法第11条第1項)
・事後の届出(法第15条)が必要

(3) 森林経営計画に係る伐採等の届出

その他

伐採の30日~90日前に「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要
(法第10条の8第1項)

(4) 伐採及び伐採後の造林の届出